

特定信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号。以下「法」という。) 第29条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第2条第7項各号に規定する特定信書便役務の種類別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、その全てを記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合には、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合には、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載すること。

(4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都23区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のよう

に記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、その全てを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供する場合には、提供区域又は区間ごとに記載すること。

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

(5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

3 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

法第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。